

職員の処分について

本日、次のとおり2件の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の不適正な事務処理等

(1) 職員及び処分の内容

職員		処分の内容
①	道路下水道局 係員（20代）	停職9月
②	中央区 係長（40代）	戒告

(2) 処 分 事 由

- ・ 職員①は、中央区に勤務していた当時、約1年もの間、葬祭扶助費の支給事務、収入申告書の徴取事務等を懈怠するとともに、自らの事務の懈怠を隠ぺいするため、ケース記録や収入申告書等の文書を偽造し、中央区及び人事課による事情聴取に対して、虚偽の発言をする等の行為を行ったもの。
- ・ 職員②は、職員①による文書の偽造等の行為を早期に発見し、職員①を指導監督する責務があったにもかかわらず、それを怠ったもの。

(3) 管理監督者の処分

① 処分の内容

課長級職員：文書訓戒

② 処 分 事 由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

2 職員の窃盗

(1) 職 員 西区 部長（50代）

(2) 処分の内容 停職9月

(3) 処 分 事 由

当該職員は、令和7年6月23日の会議後に開催された懇親会に出席した後、帰宅途中に酒に酔った状態で、後部車輪がワイヤーロックで施錠された他人の自転車を無断で持ち出し、窃盗の疑いで警察から事情聴取を受けたもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内容

局長級職員：文書訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問合せ先】

人事課長 吉村、人事第2係長 野口

電話：7 1 1－4 1 2 1（内線1 3 5 1）